～講演会「特殊詐欺？まさか、私が！」開催概要～

＊と　き　２０１７年３月２４日（金）　１８時から

＊ところ　徳島県労働福祉会館５階　５０２会議室

＊講　師　久米　一義　弁護士（あわ共同法律事務所）

＊演　題　「特殊詐欺？まさか、私が！」

＊参加者数　徳島中央ライフサポートセンター役員１０名、一般県民８名　合計１８名

毎日のように新聞・テレビ等でニュースとなっている振り込み詐欺等の「特殊詐欺被害」、2016 年全国で 14,151 件、約 406.3 億円、徳島県で 58 件、約 1.6 億円と深刻な状況です。

特に最近では、還付金詐欺が増加しており、中でも高齢者の方が被害に遭うケースが多くなっています。「特殊詐欺に遭わないように」、「運悪く被害に遭った場合に」どうすればいいのか？など、弁護士と一緒に撃退法、被害に遭った時の対処法等についての術を勉強する講演会を開催しました。

【講演概要】

特殊詐欺とは？

面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺を言います。

詐欺は、「人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。」とあり、また、窃盗は、「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪として、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と刑法で定められています。

この様に重い罰則があるにもかかわらず、平成 28 年中都内では被害額約 62 億円あり、徳島でも平成 29 年 2 月には 10 件 2,375 万円、前年と比べ被害件数で 3 件の増となっています。

特殊詐欺の種類

振り込め詐欺：①オレオレ詐欺（恐喝）「友達の保証人になっていたが、その友達が夜逃げし今すぐ 500 万円いる。友達に取りに行かせるので渡してほしい。」②架空請求詐欺「郵便等で多数の人あてに、裁判所からの差し押さえ通知を送り振り込ませる。」③融資保証金詐欺「融資をするので先に保証金を払ってください。」④還付金詐欺「医療費の還付があるので、今すぐにＡＴＭへ行き指示通り操作を行ってください。」などです。

振り込め詐欺以外の特殊詐欺：①ギャンブル必勝情報提供名下の詐欺「パチンコ必勝法を教えしますので、その代金を振り込んでください。」②金融商品等取引名下の詐欺「価値のない株や有価証券を価値のあるように見せかけ、斡旋する。」③異性との交際あっせん名下の詐欺「女性の紹介をしたり、女性に関する虚偽の情報を提供したりした後、会員登録料、保証金等の名目で現金を振り込ませる。」及びその他の特殊詐欺をいいます。

その他　特殊詐欺を助長する犯罪

・他人へ渡すために、携帯電話を代理購入する。

・他人へ預金口座を売る。

注：名義を貸し購入された携帯電話が特殊詐欺に使われると、犯罪に関与したとして逮捕される。

実際の手口を３例音声により例示、その内容は言葉巧みに誘導したり、恐喝まがいに脅したりし、相手の指示に従わなければならないよう人間の心理を巧みに利用し騙しています。

振り込め詐欺に遭ってしまったら

・警察へ相談：警察では加害者の口座を凍結します。口座に残金があれば被害者に配分されます。
ただ、加害者も手口が巧妙で、振り込ました口座から別の口座に預金を直ぐに移し回収は難しい。

・刑事手続：逮捕・拘留から裁判・判決となるが、被害弁償は大変難しい。
（加害者が被害弁償すると刑の減刑もある。）

・民事手続：示談交渉、裁判所に民事訴訟
お金は返ってくるの？？⇒大変難しい。

結論：被害に遭ってからの被害回復は困難！！

特殊詐欺への対策は？？

「一人で判断せず誰かに相談」

◎本人等に成りすまし⇒本人確認（デパート、銀行の職員等）

◎留守番電話にしておく⇒後で聞き電話する

◎電話番号を教えてもらい後から掛け直す⇒足がつくのを嫌がる

◎宅配、普通郵便で現金を送る⇒あやしい

◎通常言わないことを言う⇒あやしい

☆還付金：あやしいと思うことが大切

◎ＡＴＭでの操作を指示⇒あやしい

◎他人に通帳・カードを渡せ⇒あやしい

☆架空請求：請求書を誰かに見てもらう

☆融資保証金：先に保証金を振り込ませることはない（相談・連絡するところを確認）

☆ギャンブル必勝情報提供：儲け話は他人に話さない⇒あやしい

※手口は巧妙になっている⇒対策とイタチごっこ

対策法　◎一人で悩まない　◎相談する

最後に、川西事務局長から「大変参考になるお話を講演頂きありがとうございました。今日の講演内容を肝に銘じ自分自身が被害に遭わないように注意したいと思います。」とお礼の言葉を述べ終了しました。